

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2024年11月15日

法務大臣 鈴木馨祐 様
内閣総理大臣 石破 茂 様

死刑の執行を停止し、死刑制度廃止に向けた法改正を要請します

私たちはキリスト教の信仰に立って、神によって創造された全ての人のいのちとその尊厳を守るため死刑制度の廃止を願い、これ迄歴代の法務大臣に死刑制度に関する議論を尽くすよう要請すると共に、法改正が成される迄、死刑の執行を停止するよう強く求めて参りました。

与野党の国会議員や犯罪被害者遺族、元検事総長らが参加した「日本の死刑制度について考える懇話会」が11月13日、政府への提言を報告書にまとめました。提言の骨子は以下の通りで、制度の廃止を含む「根本的な検討」のための会議体を国会や政府のもとに設置するよう求めています。

- ・現制度は、放置が許されない数多くの問題があり、このまま存続させてはならない
- ・国会や政府のもとに、存廃を含め議論する会議体を設置すべきだ
- ・会議体で結論を出すまでの間、死刑執行を停止することの是非も検討すべきだ
- ・会議体で検討すべき点は
 - (1) 死刑廃止は国際的潮流で、執行継続が国益を損ねていないか
 - (2) 誤判の可能性を排除するための制度
 - (3) 被害者遺族への支援強化。死刑制度との関わりで論じられることに問題性
 - (4) 死刑に代わる最高刑のあり方
 - (5) 死刑囚の処遇の問題、執行順の不透明さ、絞首の相当性
 - (6) 制度の運用や執行の実態に関する情報開示と世論調査のあり方

(11月14日付朝日新聞)

また、日本政府は国際人権（自由権）規約委員会から、「死刑制度の廃止を検討し、死刑制度廃止に向けた世論喚起や死刑制度廃止の必要性に関し国民に周知すること」などが勧告されています。

鈴木法務大臣には、「日本の死刑制度について考える懇話会」の提言及び国際人権規約委員会の勧告を速やかに受け入れると共に、死刑制度廃止に向けた一日も早い法改正の実現を強く要請致します。

日本聖公会 正義と平和委員会
委員長 主教 フランシス 長谷川清純
日本聖公会管区事務所
総主事 司祭 エッサイ 矢萩新一